

# 居宅介護支援重要事項説明書

## 1. 当事業所が提供するサービスに関する相談窓口

担当介護支援専門員 大塚 小祐里

連絡先 TEL : 0977-23-0151 FAX : 0977-23-0143

受付時間 午前8時30分 ~ 午後5時15分

## 2. 事業所の概要

### (1) 指定居宅介護支援を提供する事業者

事業者名称	一般社団法人 別府市医師会
代表者氏名	代表理事 岡田 豊和
本社所在地 及び連絡先	大分県別府市上田の湯町10番5号 TEL:0977-23-2277
法人設立年月日	昭和22年11月10日

### (2) 利用者に対しての指定居宅介護支援を実施する事業所

#### ① 事業所の所在地等

事業所名称	別府市医師会居宅介護支援センター
介護保険指定 事業所番号	4470200090
事業所所在地 及び連絡先	大分県別府市上田の湯町10番5号 TEL:0977-23-0151 FAX:0977-23-0143
事業所の通常の 事業の実施地域	別府市内

#### ② 事業所窓口の営業日および営業時間

営業日	月曜日から土曜日 (祝祭日及び年末年始(12/29~1/3)を除く)
営業時間	午前8時30分から午後5時15分 (電話等により24時間連絡が可能)

#### ③ 事業所の職員体制

管理者	大塚 小祐里 (管理者兼介護支援専門員)
-----	----------------------

職	職務内容	人員数
管理者	ア 従業者の管理および利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。 イ 従業者に法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常勤1名 (兼任)

介護支援 専門員	居宅介護支援業務を行います。	常勤2名 (専任)
事務職員	介護給付費等の請求事務および通信連絡事務等を行います。	常勤1名

### 3. 事業の目的および運営の方針

#### (1) 事業の目的

要介護または要支援状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、自立した日常生活を営むことができるよう適正なサービスを提供することを目的とします。

#### (2) 運営の方針

- ① 利用者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができることを目指します。
- ② 利用者の生活環境を考慮したうえで利用者および利用者家族の意向を尊重し、適切な保健医療サービスおよび福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。
- ③ サービスの提供が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立な運営を行います。
- ④ 関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者または指定介護予防支援事業者、介護保険施設等との円滑な連携に努めます。

### 4. 利用料金

#### (1) 利用料（抜粋）

サービスの内容		利用料金	自己負担
居宅介護支援費（Ⅰ）	要介護 1, 2	1,086単位/月	0円
	要介護 3, 4, 5	1,411単位/月	
初回加算		300単位/回	
入院時情報連携加算（Ⅰ） （入院日当日に情報提供）		250単位/月	
入院時情報連携加算（Ⅱ） （入院後3日以内に情報提供）		200単位/月	
退院・退所加算	カンファレンス有 1回目	600単位/月	
	カンファレンス有 2回目	750単位/回	
	カンファレンス有 3回目	900単位/回	
	カンファレンス無 1回目	450単位/回	
	カンファレンス無 2回目	600単位/回	
通院時情報連携加算		50単位/月	
特定事業所加算（Ⅰ）		519単位/月	
特定事業所加算（Ⅱ）		420単位/月	
特定事業所加算（Ⅲ）		323単位/月	
特定事業所加算（A）		114単位/月	
ターミナルケアマネジメント加算		400単位/月	

**要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。**

※ ただし、保険料の滞納等により保険給付金が直接事業者を支払われない場合にサービスに応じて利用料金をお支払いいただく場合があります。その際は、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。保険料の納付等を行った後にこのサービス提供証明書を市役所の窓口へ提出することで、払い戻しを受けられます。

## (2) 交通費

2 (2) ①の「事業所の通常の事業の実施地域」にお住まいの方は無料です。それ以外の地域にお住まいの方は、介護支援専門員が訪問するための交通の実費が必要となります。

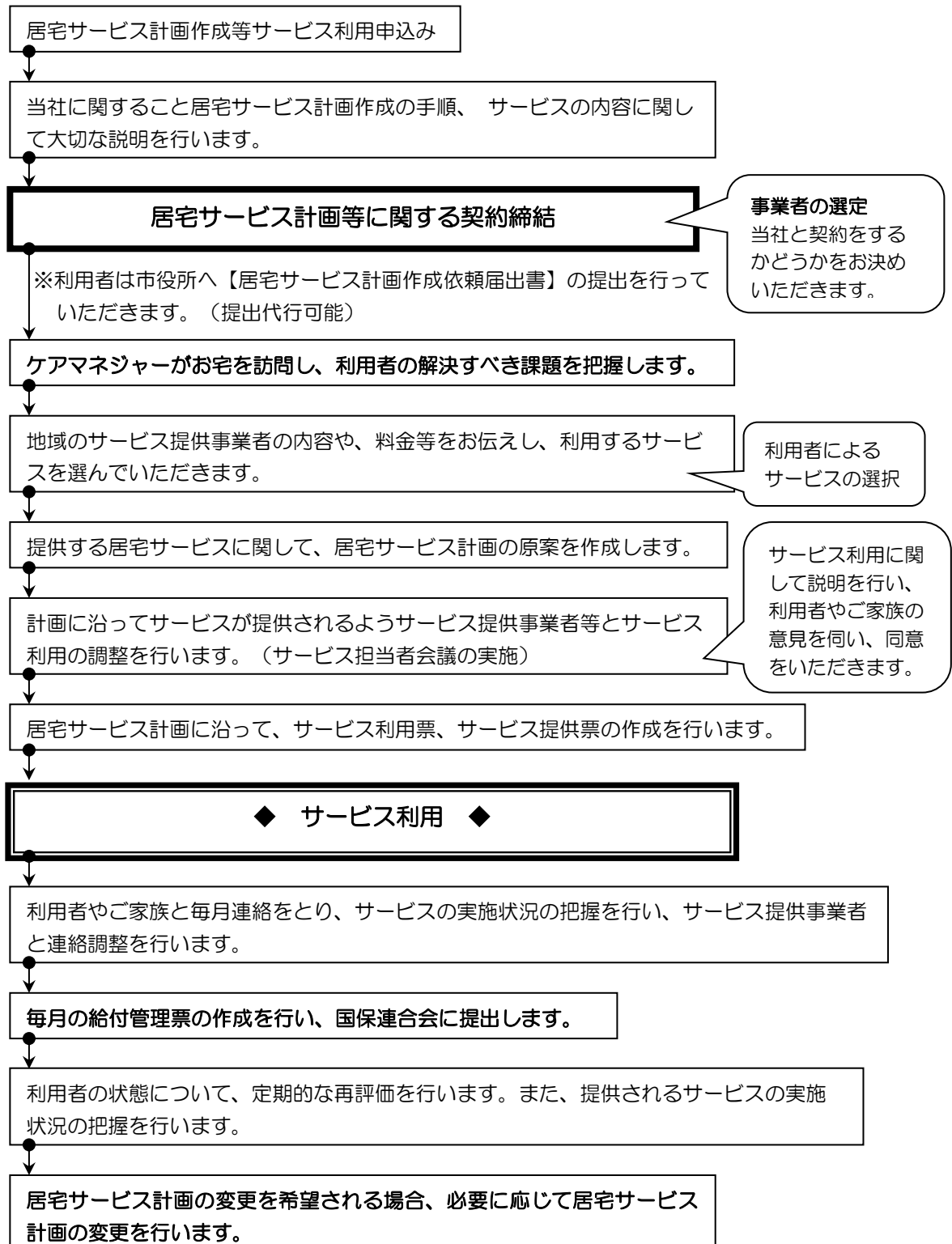
## (3) その他

利用料金が発生する場合、月ごとの精算とし毎月 15 日頃までに前月分の請求書を発行いたしますので同月末日までにお支払いいただきます。

## 5. サービスの利用について

### (1) サービスの利用開始

担当の介護支援専門員がご自宅へ訪問し、契約を締結した後にサービスの提供を開始します。



## (2) 提供する居宅介護支援について

- ① 利用者が要介護認定までに、居宅介護サービスの提供を希望される場合には、この契約の締結後迅速に居宅サービス計画を作成し、利用者にとって必要な居宅サービス提供のための支援を行います。
- ② 居宅サービス計画の作成にあたっては、計画の内容が利用者の認定申請の結果を上回る過剰な居宅サービスを位置づけることのないよう、配慮しながら計画作成に努めます。
- ③ 作成した居宅サービス計画については、認定後に利用者等の意向を踏まえ、適切な見直しを行います。
- ④ 利用者は、介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求める事や、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由について説明を求めることができますので、必要があれば遠慮なく申し出て下さい。
- ⑤ 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は付属別紙1のとおりである。

## (3) サービスの利用終了

- ① 利用者のご都合によるサービスの終了  
サービスの終了を希望する場合は、文書による申し出によりいつでも終了（解約）できます。
- ② 事業所の都合によるサービスの終了  
事業の廃止などやむを得ない事情によりサービスの提供を終了させていただく場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者を紹介いたします。
- ③ 自動終了  
以下の場合、双方いずれからの通知がなくても自動的にサービスを終了します
  - 利用者が介護保険施設に入所した場合
  - 利用者の要介護認定区分が非該当（自立）と認定された場合
  - 利用者が死亡した場合
- ④ その他
  - 利用者やその家族等が、事業所や担当の介護支援専門員に対して、本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合、文書による通知をするとともに即座にサービスを終了いたします。
  - 利用者の要介護認定区分が要支援1または要支援2となった場合は、「予防給付」となり当事業所での居宅サービス計画が作成できませんので、市町村が設置する「地域包括支援センター」に引き継ぎます。

## (4) サービス利用にあたっての留意事項

- ① 介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無、要介護認定の有効期間等）や、被保険者の住所などに変更が生じた場合は、速やかに担当の介護支援専門員にお知らせください。
- ② サービス提供期間中に入院をされた場合は、入院先の医療機関に担当の介護支援専門員名を伝えるとともに事業所に速やかにご連絡ください。必要に応じて当該医療機関にご自宅での情報を提供させていただきます。

## 6. 虐待防止、身体拘束の適正化推進

### (1) 虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	介護支援専門員 宗野文子
-------------	--------------

- ② 成年後見制度の利用を支援します。  
③ 苦情解決体制を整備しています。  
④ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。  
⑤ 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知します。  
⑥ 虐待の防止のための指針を整備しています。  
⑦ サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

## (2) 身体的拘束について

事業者は原則として利用者に対して身体的拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶ事が考えられるときは、利用者に対して同意を得た上で次に掲げることにより留意して必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体的拘束を行った日時、理由及び様態等についての記録を行います。また事業者として、身体的拘束をなくするための取り組みを積極的に行います。

- (1) 切迫性……直ちに身体的拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限り、行います。  
(2) 非代替性……身体的拘束以外に、利用者または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限り、行います。  
(3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

## 7. 事故発生時の対応

事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村及び利用者の家族等に連絡を行うとともに、適切な措置を講じます。

## 8. 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成します。  
(2) (2) 感染症及び災害に係る研修を定期的(年1回以上)に行います。  
(3) 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、訓練を実施します。  
(4) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 9. 衛生管理等

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止の為に、対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上  
(2) 開催するとともに、その結果について従業者に周知します。  
(3) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しています。  
(4) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施します。  
(5) 介護支援専門員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。  
(6) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

## 10. サービス利用にあたっての禁止事項について

利用者および利用者の家族、関係者等において、次に掲げるいずれかの行為や事由が生じた場合は、やむを得ずサービスを終了する場合があります。

- ① 事業所や担当の介護支援専門員に対して行う暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為
- ② パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、カスタマーハラスメントなどのハラスメント行為
- ③ 担当介護支援専門員の写真や動画の撮影、録音などを無断で記録すること
- ④ 担当介護支援専門員の個人情報や画像等を無断でSNS等に掲載すること

## 11. 苦情申立・虐待相談窓口

窓 口：別府市医師会居宅介護支援センター

TEL：0977-23-0151 FAX：0977-23-0143

担当者：大塚 小祐里

営業時間：8時30分から17時15分

行 政：別府市高齢者福祉課高齢者福祉係

〒874-8511 別府市上野口町1番15号（市庁舎1F）

TEL：0977-21-1442 Eメール：epw-hw@city.beppu.lg.jp

地域包括センター	住 所	電話番号
別府市青山・東山地域包括支援センター	別府市鶴見2丁目2番55号	0977-73-8989
別府市中部地域包括支援センター	別府市石垣東1丁目9番20号 テラス石垣1階	0977-76-5866
別府市鶴見台地域包括支援センター	別府市石垣西10丁目9-13 豊ビル102	0977-25-7722
別府市朝日地域包括支援センター	別府市大畑町6番31号 飛 鳥ビル1階	0977-85-8088
別府市山の手地域包括支援センター	別府市山の手町2番17号	0977-23-5582
別府市北部地域包括支援センター	別府市亀川中央町20番29号 別府王子ハイツ	0977-66-8844
別府市浜脇地域包括支援センター	別府市浜脇1丁目8-5 浜脇 高層店舗B	0977-25-6811

## 12. 個人情報の保護と守秘義務

- (1) 事業者は、利用者又は利用者家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めます。
- (2) 事業者が得た利用者または利用者家族の個人情報は、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しません。外部への情報提供については、利用者又は利用者家族の同意をあらかじめ書面により得るものとします。
- (3) 事業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又は利用者家族の秘密を漏らしません。